

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和57年までは毎年、同年以降は2年ごとに実施している。

2 調査の期日

平成16年12月31日現在

3 調査の対象及び客体

我が国に住所があって、医師法第6条第3項により届出た医師、歯科医師法第6条第3項により届出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届出た薬剤師の各届出票を客体とした。

4 調査の事項

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 住所 | (5) 業務の種別 |
| (2) 性 | (6) 主たる業務内容（薬剤師を除く。） |
| (3) 生年月日 | (7) 従事先の所在地 |
| (4) 登録年月日 | (8) 従事する診療科名（薬剤師を除く。）等 |

5 調査の方法及び系統

届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師から提出された届出票を、保健所でとりまとめ厚生労働大臣に提出する。

厚生労働省 ——— 都道府県 ——— 保健所 ——— 医師・歯科医師・薬剤師

6 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

7 当概況の利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	-
計数不明又は計数を表章する事が不適当な場合	…
統計項目のあり得ない場合	・
比率が微少（0.05未満）の場合	0.0
減少数及び減少率を意味する場合	

(2) この概況に掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 人口10万対比率算出に用いた人口は、総務省統計局発表「平成16年10月1日現在推計人口（総人口）」である。

用語の説明

1 病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。

2 医育機関付属の病院

学校教育法に基づく大学において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所付属病院も含む。

3 診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの、又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

4 介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をすることを目的とする施設として、介護保険法に基づき都道府県知事の許可を受けたものをいう。